

令和元年小田原市議会 9 月定例会

総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
S D G s 普及啓発事業について	企 画 政 策 課	1
公共施設再編事業について	公 共 施 設 マネジメント課	3
会計年度任用職員制度について	職 員 課	5
R P A 導入委託料について	情報システム課	6

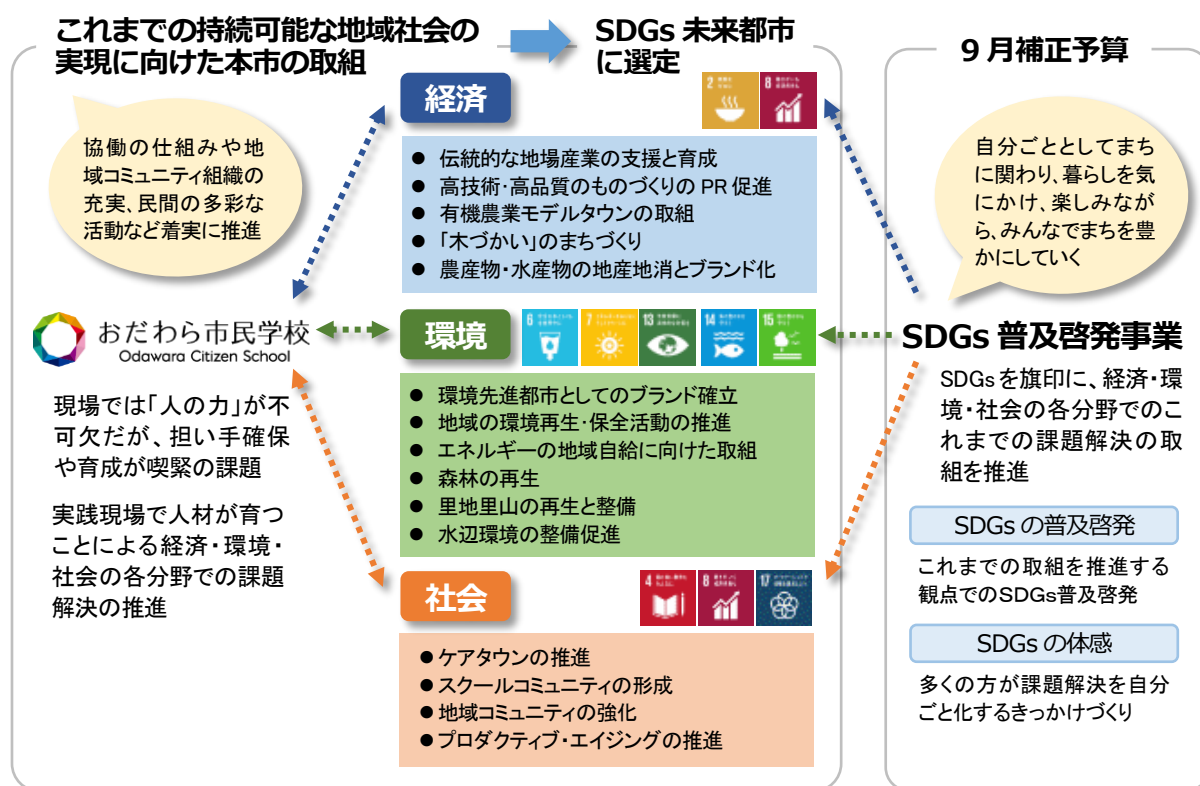
令和 元 年 9 月 6 日

SDGs 普及啓発事業について

1 SDGs 普及啓発事業の考え方

本市では、これまでに「持続可能であること」を市政運営の命題に掲げ、農産物・水産物の地産地消、エネルギーの地域自給、地域コミュニティの強化など、経済・環境・社会の三側面で地域の課題解決能力を高める取組を推進するとともに、人材・担い手不足への対応として「おだわら市民学校」を開校するなど、現場での学びと実践の循環を生み出してきている。

こうした、これまでの本市の取組が、国のSDGs 未来都市及び自治体SDGs モデル事業の選定を受けたことから、確保される財源を活用して、SDGs の理念や価値の分かりやすい発信と、より多くの方が地域の課題解決を自分ごと化するきっかけをつくるSDGs 普及啓発事業を実施し、経済・環境・社会の各分野で展開している課題解決の取組を、持続可能な地域社会の実現に向けてより確かなものにしていく。



※ SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)

2 歳入予算 (19,660 千円)

- 国庫補助金 (地方創生支援事業費補助金) : 16,910 千円
- 県補助金 (市町村自治基盤強化総合補助金) : 2,750 千円

3 SDGs 普及啓発事業の内容 (22,410 千円)

SDGs のゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」を踏まえ、これまでの協働の取組で培ってきた市民や企業等の多様なステークホルダーとの連携を活かし、民主体の実行委員会を組織したうえで、SDGs の浸透を図り、本市の取組をさらに加速させていく。本事業は、(仮称) おだわらSDGs 実行委員会による普及啓発活動と、より多くの方が地域の課題解決を自分ごと化するきっかけづくり (SDGs 体感事業) の2つの事業により構成する。

(1) SDG s 普及啓発（負担金 11,410 千円 国補助 10/10）

SDG s の理念や価値観とあわせて、SDG s の取組を市民の皆さんに浸透させ、より一層の推進力としていくための普及啓発活動を、つながり力を生かしながら、市民、企業、活動団体等の多様な主体による実行委員会形式により展開する。

【取組内容】

○SDG s 普及啓発冊子の制作（5,110 千円）

- ・SDG s 未来都市おだわらBOOK制作
 - …SDG s の理念と実践例を提示し、地域の課題解決を自分ごと化する一步を後押しする
- ・おだわら市民学校ガイドブック制作
 - …学びと実践の現場例を提示し、おだわら市民学校への関心を高める

○SDG s 普及啓発広報等の展開（6,300 千円）

- ・普及啓発広報
 - …タウン誌・ケーブルTV・FM等の媒体を通じた広報、HP・SNSによる発信等
- ・SDG s フォーラムの開催
 - …実践者が一堂に会し、三側面の領域を越えてつながりを生み出すフォーラム等の開催

(2) SDG s 体感事業（委託料 11,000 千円 国補助 1/2、県補助 1/4）

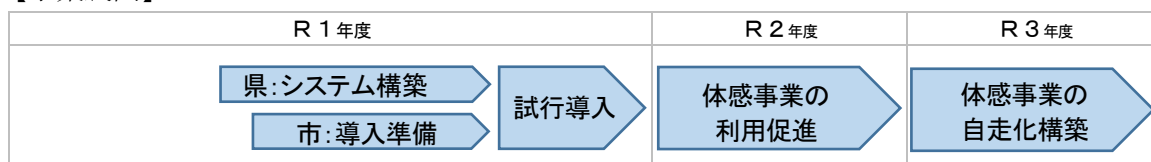
SDG s 活動への参加促進等を図る目的で神奈川県が進める「SDG s つながりポイント」の導入フィールドとして実証事業を展開する。本市では、普及啓発の一環として、日常の様々な行動がSDG s アクションにつながる体感や、地域の課題解決の自分ごと化を図る「SDG s 体感事業」を、県と県がシステム構築を委託する民間事業者（人と人とのつながりを豊かにする取組を各地で実践する事業者）、そして地域の店舗や企業、活動団体等と連携して展開する。

体感事業は、IT技術を活用し、個人がSDG s に関連するプロジェクトやイベント（例えば、小田原産木材の家づくり、街歩きツアー、河川や海岸の清掃、子どもの遊び場づくり等を想定）に参加することにより、地域の店舗や企業、地域エネルギー事業者等から特典（ポイント等）が得られる循環をつくり、つながりや仲間づくりに一步を踏み出すきっかけや、「SDG s ってこういうことか」という気付きを生み出し、地域の課題解決の裾野拡大を図っていく。

【体感事業の場面例】



【事業展開】



※ R2年度以降は、地方創生推進交付金を活用

公共施設再編事業について

1 事業の概要（3,980 千円）

平成 31 年 3 月に廃止した 11 の支所等のうち、旧大窪支所及び旧曾我支所については、現時点において公共目的で利活用する見込みがないため、民間への売却等、今後の利活用に向けて次の業務等を行う。

- ・不動産鑑定
- ・用地測量
- ・アスベスト調査

2 土地・建物の概要

(1) 旧大窪支所

土地	地 番	地 目	地 積	備 考
	板橋字中瀬 179 番 5	宅 地	505.78 m ²	
建物	構 造	建築年	床面積	備 考
	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	昭和 3 年	263.81 m ²	

(2) 旧曾我支所

土地	地 番	地 目	地 積	備 考
	下大井字松葉 75 番 1	宅 地	700.82 m ²	市街化調整区域
建物	構 造	建築年	床面積	備 考
	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	昭和 31 年	348.49 m ²	

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年（2019 年）	9 月～12 月	用地測量及びアスベスト調査
	12 月～1 月	不動産鑑定
令和 2 年（2020 年）	2 月	公募実施

位置図

●旧大窪支所



●旧曾我支所



会計年度任用職員制度について

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正（令和2年（2020年）4月施行）

地方の行政需要が多様化する中、非常勤特別職職員・臨時的任用職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が創設され、職の位置付け、給与体系等に関する規定が整備された。

2 会計年度任用職員制度の主な内容

（1）地方公務員法における職の位置付け

現行	改正後
非常勤特別職職員[第3条第3項第3号] (臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)	非常勤特別職職員[第3条第3項第3号] (専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者)
	会計年度任用職員[第22条の2] ・フルタイム[第1項第2号] ・パートタイム[第1項第1号]
臨時的任用職員[第22条] (緊急の場合等)	臨時的任用職員[第22条の3] (常勤職員に欠員を生じた場合)

（2）地方自治法における給与体系

現行	改正後
<非常勤特別職職員> 報酬	<フルタイム会計年度任用職員> 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
<臨時的任用職員> 賃金	<パートタイム会計年度任用職員> 報酬（フルタイム会計年度任用職員に支給する地域手当等についても報酬として支給）、通勤に係る費用弁償及び期末手当

R P A 導入委託料について

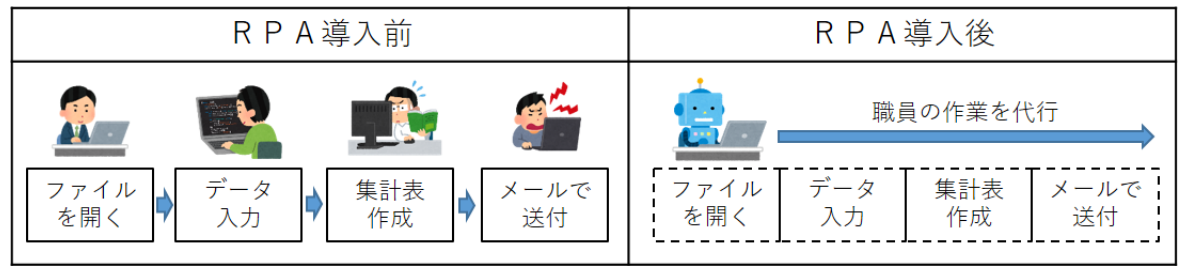
1 経緯及び目的

生産年齢人口の減少が進み、労働力不足が懸念される中、革新的な情報通信技術を活用し、地方公共団体における業務の自動化・省力化を推進するため、平成31年（2019年）3月に総務省が公募した「R P A導入補助事業」に応募し、令和元年（2019年）6月に事業採択された。

本市では本補助事業を活用して、更なる業務手順の見直しや業務時間の短縮を図り、効率的な行政運営に取り組む。

※R P A（Robotic Process Automation）とは

職員がコンピュータで作業している定型業務をコンピュータにインストールしたソフトウェア（ロボット）が業務の手順を記憶して、作業を代行する仕組み。



2 予算額及び財源

予算額：8,030 千円

財 源：情報通信技術利活用事業費補助金 2,389 千円

革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（R P A導入補助事業）

※総務省直接補助金（補助率1／3）

3 予定業務

- （1）人事管理業務における超過勤務及び年休取得状況のデータ加工及び送付作業
- （2）軽自動車税業務の廃車車両情報の入力作業
- （3）固定資産税業務の償却資産の申告状況の有無を確認する作業
- （4）予防接種及び各種検診業務の支払いデータを会計システムに入力する作業
- （5）上記の他、臨時職員賃金の会計システム入力や宛先毎に添付ファイルが異なるメール送信など、庁内共通の作業